

令和2年第7回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和2年7月13日
開催年月日 令和2年7月20日
開催場所 長瀬町役場3階 大会議室B・C
開会時刻宣告者 15時00分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 16時02分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	11	林 春政
3	高橋 満	12	高田 幸好
4	久保田穂積	13	鈴木 誠
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤		第1区域 中井 孝志
7	小埜 一博		第2区域 野村 五郎
8	山口 俊司		第3区域 染野 亘志
9	染野 嘉明		第4区域 齊藤喜久夫

○遅刻委員 なし

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 玉川 真 主査 赤坂 里美
主事 浅見 孝典

会議件名

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の互選について
- (3) 議席の決定について
- (4) 議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (5) 委員担当地区の決定について

(6) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3件について

(7) その他

・次回日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、会議を始めたいと思いますが、会議は会長が議長を務めることになっておりますが、会長が決定するまでの間、恐縮ではございますが、事務局長の玉川が会議を進めさせていただきたいと存じます。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席者は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開かせていただきます。

(午後3時00分)

◎会長の互選について

○事務局長 まず、議案1の会長の互選についてでございます。

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は委員の互選により決めるととされておりますが、互選の方法はいかがいたしますか、お諮りいたします。

はい。

○12番高田幸好委員 会長の選出なんですが、慣例というものがあるということをお聞きしております。したがって、慣例によりまして、2期目以上の委員の方に選考委員をお願いして、選考委員の中から推薦することを提案いたします。よろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

ただいま高田幸好委員から、慣例ということで、2期目以上の委員に選考委員をお願いし、選考委員会で会長を推薦することをご提案いただきました。2期目以上の委員は、鈴木誠委員、櫻井汪委員、堀口榮一委員、高橋満委員の4名でございます。

以上の方々に選考委員をお願いし、ご推薦をいただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○事務局長 ありがとうございます。

異議がございませんので、2期目以上の委員の方々が選考委員となり、ご推薦いただくことに決定いたしました。

暫時休憩とさせていただきます。

(休 憩)

○事務局長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

選考委員の協議の結果を高橋満委員から発表させていただきます。

高橋委員、お願いいたします。

- 3番高橋 満委員 ただいま協議をしました結果、会長に鈴木誠委員を推薦することに意見が一致いたしました。鈴木誠委員を会長に推薦することを提案いたします。

以上です。

- 事務局長 高橋委員から、選考委員の協議結果では、会長に鈴木誠委員を推薦するとの旨のご提案がありました。ご提案のとおり鈴木誠委員に会長をお願いすることで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 事務局長 ご異議がございませんので、鈴木誠委員が会長に決定いたしました。

ここで、会長に就任されました鈴木誠委員に就任のご挨拶をお願いいたします。

- 会長 一言ご挨拶を申し上げます。

先般、選考委員会で会長に選任されまして、誠に光栄でございます。高齢になりましたので他の方かと思いましたが、ほかに受け手がいないということでございましたので引き受けたと思います。引き受けた以上は、年にムチ打ちまして頑張りたいと思います。

特に農業関係の環境は非常に厳しくなっております。農業委員の職務でございます認定農業者を報告したり、また遊休農地に対してということでもいろいろ運動をしていきたいと思っております。これから、皆さんにご迷惑をかけると思っておりますけれども、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

それから、今一番問題なのはコロナでございます。コロナが早く終結して、3密を守ってコロナにならないように、早く農業関係も、またいろいろな企業の運営できますことをお願いして、簡単でございますが、挨拶に代えます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

- 事務局長 ありがとうございます。

それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

- 議長 それでは、座ったままでございますけれども、議事を進ませていただきます。

議事進行に、ご協力をお願いします。

◎会長職務代理者の互選について

○議長 会長職務代理の互選についてを議題といたします。

会則第16条第2項の規定に基づき、あらかじめ会長職務代行者を互選いたします。

互選の方法はいかがでしょうか。

堀口委員。

○1番堀口榮一委員 堀口です。

私は、互選の方法は推薦としまして、会長職務代理者に櫻井汪委員を推薦したいと思うんですが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ただいま堀口委員から、互選の方法について、会長職務代理に櫻井汪氏を推薦することと提案がありました。

他にございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、堀口委員の提案を採用します。

櫻井汪委員を会長職務代理にすることに異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 異議なしと認めます。よって、櫻井汪委員を会長職務代理に決定しました。

ここで、櫻井委員に会長職務代理の就任のご挨拶をお願いします。

○5番櫻井 汪委員 先ほどの会長からもご指名をいただきました互選でございますが、職務代理ということで3年間お世話になりたいと思います。私はサラリーマンから農業になりましたので、なかなか農業というものは興味がなかったんですけども、やっぱり年々年を取るとともに農業というものに基礎を置いております。その関係で、長瀬町の農業の一員として頑張っていきたいと思います。また、代理職でありますので、会長の補佐として3年間皆さんとともに頑張って、仲よくやっていきたいと思います。3年間よろしく願いいたします。(拍手)

◎議席の決定について

○議長 3、議席の決定についてを議題といたします。

議席の決定について、事務局の説明を求めます。

○事務局 事務局から説明させていただきます。

これから皆様に、名簿順にくじを引いていただきまして、引いた番号が議席番号とさせて

いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 説明は終わりました。

方法は、くじにより決定させていただきますが、くじを引く順番は、お手元に配付してあります農業委員会名簿の順にいたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 会長については、恒例により13番とさせていただきます。よって、くじ引順序は、農業委員会名簿の順にいたします。

それでは、名簿の1番の委員より順にくじを引いてください。

(くじ引)

○議長 くじを引いていない委員の方はおりますか。

(発言する者なし)

○議長 ただいま引いていただきました番号が各委員の議席となります。

ここで、念のため、各委員の議席を事務局から発表してください。

○事務局 では、事務局から、1番から順に発表いたします。

1番、堀口榮一委員、2番、井上ゆかり委員、3番、高橋満委員、4番、久保田穂積委員、5番、櫻井汪委員、6番、須賀勤委員、7番、小埜一博委員、8番、山口俊司委員、9番、染野嘉明委員、10番、宮澤史明委員、11番、林春政委員、12番、高田幸好委員、そして最後に鈴木誠会長が13番となります。

以上です。

○議長 本日の会議は、ただいま議席のまま進めさせていただきますので、ご了解ください。

◎議事録署名人の指名

○議長 ここで議事録署名委員を指名します。

会議規則13条の規定により、1番、堀口榮一委員、2番、井上ゆかり委員を指名いたします。異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ございませんので、異議なしと認めます。

◎議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱について

○議長 4番、議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

○事務局 議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、関連がありますので、番号1から番号4まで続けてご説明いたします。

議案の資料をお手元にご用意ください。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条により、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」とされています。このため、令和2年3月9日から4月8日まで推薦・応募を行った結果、定員4名のうち、次の4名の方から推薦・応募がございました。つきましては、長瀬町農地利用最適化推進委員を委嘱することについて承認を求めるものでございます。

番号1から順に説明いたします。

番号1、住所・氏名、長瀬町大字長瀬————、中井孝志さん。生年月日、—————。担当区域は第1区域（大字長瀬、大字本野上）でございます。

続いて、番号2、住所・氏名、長瀬町大字野上下郷————、野村五郎さん。生年月日、—————。担当区域、第2区域（大字中野上、大字野上下郷のうち杉郷、辻、宮沢地区）でございます。

続きまして、番号3、住所・氏名、長瀬町大字野上下郷————、染野亘志さん。生年月日、担当区域、第3区域（大字野上下郷のうち滝の上、小坂地区、大字矢那瀬）でございます。

続きまして、番号4、住所・氏名、長瀬町大字岩田————、齊藤喜久夫さん。生年月日、—————。担当広域、第4区域（大字岩田、大字井戸、大字風布）でございます。

以上4名の皆様の委嘱について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

○議長 事務局の説明終わりました。

ここで質問、意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

採決は、番号ごとに。

まず、第1について採決を行います。承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございます。承認したものと認めます。よって、番号1は、原案のとおり委嘱することに決しました。

続いて、2番について採決を行います。

委嘱することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、承認したことを認めます。よって、番号2は原案のとおり委嘱することに決定しました。

続いて、番号3について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、承認することに認めます。よって、番号3は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、番号4について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員の方が挙手でございますので、承認したことを認めます。よって、番号4は、原案のとおり委嘱することに決定しました。

ここで、委嘱していただいた農地適正化推進委員について委嘱状を交付したいと思います
が、準備が整うまで5分の休憩をします。よろしくお願いします。

暫時休憩します。

(休憩)

○議長 会議を再開します。

長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 長瀬町農地利用最適化推進委員の皆様の名前を読み上げますので、名前が呼ばれましたら、お進みいただいて、授与していただければと思います。

会長のほうが今そちらのほうに行きますので、名前をお呼びいたします。

中井さんから、会長から配りますので、すみません。

中井孝志さん、お願いします。

○会長 中井孝志様。

長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱をする。

任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日とする。

令和2年7月20日。長瀬町農業委員会。

よろしくお願いします。

(委嘱状交付)

○事務局 野村五郎様。

○会長 以下同文です。よろしくお願いします。

(委嘱状交付)

○事務局 染野亘志様。

○会長 以下同文でございます。よろしくお願いします。

(委嘱状交付)

○事務局 齊藤喜久夫様。

○会長 以下同文です。よろしくお願いします。

(委嘱状交付)

○事務局長 ありがとうございました。

これで委嘱書の交付を終了いたします。

◎委員担当地区の決定について

○議長 それでは、会議を再開します。

5、推進委員の地区決定についてを議題といたします。

事務局、説明を求めます。

○事務局 委員担当地区の決定について、説明させていただきます。

議案の次のページをご覧ください。

農地利用最適化推進委員さんの担当地区につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第2項で、「推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない」と規定されており、先ほど承認していただきました担当区域で決定させていただいております。

続きまして、農業委員さんにつきましては、以前までは地元からの推薦を受けている委員さんは原則地元を担当して、その他の推薦や応募の委員さんについては、残りの地区を担当していただいております。担当区域での現場活動は、推進委員さんを中心に農業委員さんが連携して活動していただくことを考えております。また、推進委員さんの4つの区域で、第1区域が2人、第2、第3、第4区域が3人で担当していただきたいと考え、資料のとおり、事務局案として上記のとおりご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明は終わりました。

ここで本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

委員担当については、原案のとおり決定することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、委員担当については原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3件について

○議長 6、議案第2号 農地法5条の規定による許可申請3件についてを議題とします。

農地法5条、番号1、———氏所有の農地を、———

氏が農地改良へ一時転用する許可申請について審議を行います。

事務局、説明を求めます。

○事務局 まず、番号1についてご説明する前に、議案第2号について1点ご案内いたします。

本来であれば、農地法第5条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員と担当農業委員に現地確認をお願いするところですが、正式に担当地区が決定するのが本日であったため、今月の議案につきましては、事務局と、継続する農業委員とで現地確認を行いました。

それでは、番号1について、ご説明いたします。

議案第2号、農地法第5条、番号1について、ご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、———、———

———さん。譲渡人住所・氏名、———

———、———さん。

次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字本野上字——、——、——、——、——、——。地目は全て畑。面積は、208のうち88、109のうち46、572のうち220、280、105、476の合計1,215平方メートルの6筆です。転用の目的は農地改良による一時転用で、転用期間は9か月となっております。権利の内容は、使用貸借権の設定となっております。裏面に案内図、公図がありますので、場所のご確認をお願いします。場所は、——区内、高砂橋交差点から北に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、実家のある長瀬町で実父死亡以降、埼玉県——に在住し、企業の従業員として生活費を稼ぐ傍ら、長瀬町に出向いて片手間の農業を維持してまいりました。現在は自営業として少額の収益を上げておりますが、65歳を契機に、実子とともに富士見市を引き払い、長瀬町に家を建て替え、移住する予定です。新たな農地を購入し、従来よりも密な農業を行い、農業収入増加を目指しております。

申請に当たり、現在の農地は県道長瀬児玉線のすぐ近くですが、県道から2メートルほど低くなっており、さらに隣接する町道からも10センチ以上低く、雨の際には水がたまり、果樹が枯れる、あるいは全く収穫ができない状態で、このまま移住かつ密な農業を目指しても収穫の向上は見込めません。そこで、一念発起し、水たまり状態を改善し、収穫量の増加を目指し、今回の申請となりました。何とぞ農地改良工事ご許可をお願い申し上げますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の現況写真とその次のページの断面図、横断図をご覧ください。

まず、改良計画は、改良面積が1,215平方メートルです。復元方法は客土で、その覆土高は、現況面から200センチと100センチかさ上げとなっております。

次に、搬入土でございますが、——、発生内容は購入土、土質は普通土で、土量は1,600立方メートルとなっております。

続きまして、資金計画でございますが、——
——
——も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、改良後の作付計画でございますが、作付品目は、梅、ジャガイモ、柚、葉物野菜等を予定しているそうです。植付け予定時期は、令和4年の春頃を予定しているそうです。収穫予定時期は、土地改良後の作物の生育状況が読めないため未定ということでございます。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分は、農振農用地区域内にある農地のため、農用地区域内農地と中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断される農地がございます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道本中43号線、町道本中47号線に接している農地です。

以上で、事務局の説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

最初に事務局の説明がありました今月上袋区は、申請は、継続する農業委員の櫻井汪委員の説明をお願いします。

○5番櫻井 汪委員 7月10日10時に事務局と現地に行きました。——さんというのが私の近場となりまして、前回、進入道路で申請が出ていました関係で、今回、私のほうの担当じゃないけれども、ちょうど入替えの時期で、私のほうで担当いたしました。

これを見ますと、すごく積極的に農業をやろうと。長瀬町に対してマイナスの面をプラスに変えるような人だったと思います。現地も見まして、相当広いところです。これからも大いに、農業としての見込みは大きいと思います。また、請負の中村さんもすばらしい業者なので、ほとんど問題はないと思いますので、ご審議願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 櫻井委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

どうぞ。

○10番宮澤史明委員 とても有り難い話で、農業委員会としても全面的に支援していきたいなという案件だと思いますが、ちょっと気になるのは、実の子供につきまして、農業をやるかどうかという意向は伺っていますでしょうか。

○事務局 事務局からお答えします。

やりとりをしているのは申請者の——様となんですけれども、実際に農業をやるのは、——様がやるんですけれども、ちょっとだけ手伝ってもらおうかなとは——さん自身がお話ししておりましたので、今後世代交代をして進めていただければいい話なんですけれども、今計画上だと、本当に年間トータル程度、手伝ってもらえればなというようなこととお話は

しておりました。

事務局としては、今の分かる範囲では、以上となります。

○議長 よろしいですか。

○10番宮澤史明委員 ————という投資額とせがれさんの気持ちがとても大切かなと思いますので、ぜひ、すぐに就農ということはないにしても、定年後就農とかというのをもくろむのであれば、例えば経営の中身が、ちょっと見た限りでは、梅とジャガイモと柚とか、換金するのに、———を回収するのは容易なことではないかなという感じがしますので、経営面で農業委員会としてサポートできるものがあれば支援していく必要があるのかなというふうに感じましたので、意見ということで結構でございます。

○議長 他に質疑はありますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございます。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

農地法5条番号2、———氏所有の農地を———氏が駐車場へ一時転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号、農地法第5条、番号2について、ご説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、———、———さん。
譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———。地目は畑。面積は231平方メートルの1筆です。転用の目的は、駐車場です。権利の内容は、使用貸借権となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、一区内、高安寺から東に約100メートルにあり、申請者の会社が新規開店した店舗の北側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、自動三輪車のレンタルの店舗を、本年6月26日から、隣接地313番1で開店いたしました。タイでタクシーとして普及している乗り物のトゥクトゥクの

レンタル事業です。長瀬町の観光客のお客様に向けた事業であり、移動は町内限定です。現在の敷地では、駐車場敷地が全く足りず困っております。これからの季節は特に観光シーズンのため、一日でも早く許可を得て、一時的に利用したく申請いたします。

なお、今後敷地全体を除外申請し、農地転用申請を行う予定ですということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もご覧ください。土地造成は238平方メートルで、来客用の車が10台駐車できる計画となっております。

次に、資金計画ですが、

も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、駅から500メートル以内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道長瀬140号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

これより、一区地区による担当ですので、堀口榮一委員の説明をお願いします。

○1番堀口榮一委員 堀口です。

去る7月15日午前中、事務局の浅見さんと立ち会ってまいりました。

場所は、高安寺東側140号国道沿いにできたトウマトウクトウクレンタルの北側の国道に面した敷地であります。現在は畑になっておりますけれども、草地となっておりまして、除草もよくされており、管理も十分されておる土地でございます。駐車場への一時転用ということで、近隣への影響もないと判断いたしますので、ご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長 堀口榮一委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございます。本件は許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

農地法第5条番号3、————氏所有の農地を————氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号、農地法第5条、番号3について、ご説明いたします。

番号3、譲受人住所・氏名、————、————、————さん。譲渡人住所・氏名、————、————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字————。地目は畑。面積は331平方メートルの1筆です。転用の目的は、自己用住宅です。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に、案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、————区内、長瀬地区コミュニティ消防センターの南西に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、私は皆野町で新聞小売業を営んでおります。現在母とアパートを借り住んでおりますが、部屋が手狭であるため、常々一軒家を構えたいと思っていました。母も高齢となってきており、階段で2階に上がるのも大変になってきているため、環境がよく広い敷地を、皆野町、長瀬町辺りで探してきました。なかなか見つけれずに諦めかけていたところへ、畑ではありますが、所有者の方から申請地を譲っていただけるとのお話をいただきました。申請地は、私の皆野町にある職場への通勤も車で15分程度と容易であり、利便性が高く、自然に囲まれた閑静な環境が大変気に入っております。また、計画した平家建ての住宅に生活できれば、階段の上り下りもなく母親も安心して暮らしていけると考えております。私にとってこれほど最適な場所はないと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたしますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図を併せてご覧ください。土地造成は331平方メートルで、建築物は新築住宅1棟、建築面積が120.07平方メートル、排水処理方法は公共下水道となります。

次に、資金計画ですが、————

——も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道長瀬50号、町道長瀬51号に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

これより、地区は———区になりますので、堀口榮一委員に説明をお願いします。

○1番堀口榮一委員 堀口です。

7月15日、事務局の浅見さんと立ち会ってまいりました。

申請場所は、飲食店扇屋というのがありまして、これは北東に当たりまして、町道長瀬50号、51号の交差する西角地にあります。現在畑は、時節柄草が立派に生息しております。周囲は、北側東側共に住宅でありまして、ほかの農地へ与える影響はないと考えます。皆様方のご審議をお願いいたします。

○議長 堀口榮一委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございます。本件は許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次にその他でございますが、次回日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局から、次回の日程について、説明したいと思います。

次の総会は、土日祝日の場合を除いて毎月25日に開催しておりましたので、今後も25日に開催したいと思います。

(「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

○議長 はい。

○5番櫻井 汪委員 開催日時というのは、前は3時だったのが1時半にしたでしょう。また、これ、新しくなったんだから、やっぱり新しくなった人の意見を聞いたほうがいいんじゃないか。前は、今まで農業委員というのは、私なんかの前は3時にやっていたんですよ。それを、新しくしたときに、あのときに1時半という認識でという。今度はまたみんなおのおの違うと思うんですよ、時間帯が。その辺をよく聞いて、時間はもう一回検討したほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

○事務局 もともと事務局としましても、日付は25日をお願いしようかなと思っていましたよ。

○5番櫻井 汪委員 日付はいいですよ。時間。

○事務局 時間だけ、そうですね。

○5番櫻井 汪委員 我々4人は1時半だったんですけども、今度は3時がいい、4時がいいよという人が出てくるかもしれない。その辺をもう一回検討してもらったほうがいいと思うんです。

○事務局 時間帯については、これから諮りたいと思いますので、事務局の説明以降に議長のほうで決のほうを取っていただくような流れでお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 今櫻井委員のほうから質問がございましたけれども、今回は8月25日火曜日午後1時30分としていますが、この1時30分は、前の委員が農家の関係で、いろいろな関係があって1時半のほうがいいということで決定したわけなんです。だから、25日というのはもうそのまま、時間は中途半端だと思うんです。1時半だと、大体長くても1時間ぐらいで審議は終わりますから、途中でまた帰って仕事というふうな形になる。3時なら4時頃になるし、そんなふうな関係もあるので、どうしたらいいでしょうか。もし、3時にするなら3時で決

定をしたいと思いますが、4時では遅すぎるよね。

○5番櫻井 汪委員 だから、1時半でもいいんですよ。だけれども、新しい人の意見を聞いてからということで。我々4人は1時半でもう慣れちゃっているから。

○議長 皆さんの意見を決定したいと思います、どうでしょうか。

どうぞ。

○12番高田幸好委員 私は15時でお願いしたい。

○議長 3時ね。そのほうが、我々も、大体2時から、いいところ1時で終わるから帰るような形になる。3時なら4時ということで。

どうぞ。

○9番染野嘉明委員 1時半にしてもらいたいと思います。

○議長 1時半。

それじゃ、これ、決を採りたいと思いますが、よろしいですか。

1時半の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 それじゃ、1時半に決定しましょう。じゃあ、1時半ということで、今までどおりということで。

次回は、8月25日火曜日午後1時30分からにします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 そういうことで決定したいと思います。

申しあげましたけれども、毎月25日に開催したら、25日が土曜、日曜とか祭日の場合は、後ろのほうにずらして日程を基準とするということにしたいと思いますので、よろしく願いします。

(「もう一点」と呼ぶ者あり)

○議長 はい。

○5番櫻井 汪委員 今まで研修旅行があったでしょう。あれも、件できちんと決めておいてもらった方が。

○議長 これ、ちょっと今日じゃなくて、以上をもって終結してから総会后にしたいと思いますので。

○5番櫻井 汪委員 すみません。

○議長 以上で本日の予定した議題は終了いたしました。

これで、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 以上で農業委員会を閉会とさせていただきます。

(午後4時02分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和2年7月20日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 堀 口 榮 一

署名委員 井 上 ゆかり